

札教児第347号
令和8年（2026年）1月8日

学校長様

札幌市教育委員会
児童生徒担当部長 喜多山 篤

いじめの重大事態に該当する事案に係る点検について（通知）

各学校においては、いじめ防止対策推進法に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、対処について、組織的な取組を進めていただいてるところです。

このたび、過去のいじめの事案について、対応を検証することとしました。

点検に当たっては、捜査機関が捜査した事件や触法行為、性被害等について、いじめとして認知しておらず、いじめの重大事態として対処していなかった事案なども含め、幅広く対象としています。

については、下記のとおり実施していただくようお願いします。

なお、点検内容の報告は、管理職が行うようお願いします。

記

1 点検内容

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法の施行以降、いじめの重大事態として報告していなかったが、以下に該当する可能性があった事案

- (1)いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあった事案
- (2)いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあつた事案
- (3)児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てや相談があった事案
- (4)事件や触法行為、性被害等と捉え、いじめとして認知していなかったが、いじめとして認知すると上記(1)～(3)に該当すると考えられる事案

2 提出用紙 別添報告用紙

3 提出先 児童生徒担当課 竹村・大橋の2名宛てメールに添付して送付

4 提出締切 令和8年1月16日（金）16時00分

5 その他

- (1)ファイル名に学校番号と学校名を記載ください。
例) 21001【大通公園小学校】いじめの重大事態報告用紙
- (2)送信メールの件名は、ファイル名と同じ記載してください。

（担当 児童生徒担当課児童生徒担当係 竹村・大橋 TEL211-3861）

いじめの重大事態に該当する事案に係る点検報告用紙

番号	学校番号	学校名	該当の有無	該当ありの場合 事案の発生年月日	該当ありの場合 事案の概要及び重大事態として対応しなかった理由（※1）
記載例 1	21001	大通公園小学校	該当なし		
記載例 2	21001	大通公園小学校	該当あり	令和 4 年 10 月 1 日	児童間の暴力事案により被害児童が30日以上欠席。重大事態調査の意向を保護者に確認したところ、保護者が望まなかつた。

※1

○重大事態として対応しなかった理由例

- ・重大事態調査の意向を保護者に確認したところ、保護者が望まなかつたため
- ・事案について、警察が捜査していたため
- ・保護者から重大事態調査の意向がなかつたため

○報告内容

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法の施行以降、いじめの重大事態として報告していなかったが、以下に該当する可能性があった事案

(1)いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあった事案

(2)いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあつた事案

(3)児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てや相談があつた事案

(4)事件や触法行為、性被害等と捉え、いじめとして認知していなかったが、いじめとして認知すると上記(1)～(3)に該当すると考えられる事案

【別添資料1】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

- ◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるものの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
○ 暴行を受け、骨折した。
○ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
○ 殴られて歯が折れた。
○ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
○ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
○ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
○ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
○ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
○ スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

事務連絡
令和8年（2026年）1月16日

学校長様

札幌市教育委員会
児童生徒担当課長 末原 久史

いじめの重大事態に該当する事案に係る点検における提出締切日の変更について

標記の件につきましては、「いじめの重大事態に該当する事案に係る点検について（通知）（令和8年1月8日付け札教児第347号）」にて点検の実施をお願いしております。

各学校におかれましては、一つ一つの事案について、点検を進めていただいているところです。

このたび、学校から、過去の資料の精査に時間を要しているという御相談を、複数いたしているところです。

つきましては、下記のとおり、提出締切日の変更について、お知らせいたします。

なお、提出にあたって御不明な点がありましたら、担当指導主事まで御相談ください。

記

○提出締切日について

- ・変更前の締切日 令和8年1月16日（金）16時00分
- ・変更後の締切日 令和8年1月22日（木）16時00分

（担当 児童生徒担当係 竹村・大橋 TEL211-3861）